

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年8月11日

【四半期会計期間】 第81期 第1四半期
(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)

【会社名】 マックス株式会社

【英訳名】 MAX CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長CEO 三井田 孝 嗣

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋箱崎町6番6号

【電話番号】 東京(03)3669 - 0311(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役上席執行役員 川 村 八 郎

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋箱崎町6番6号

【電話番号】 東京(03)3669 - 0311(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役上席執行役員 川 村 八 郎

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

| 回次 | 第80期 第1四半期連結 累計期間 | 第81期 第1四半期連結 累計期間 | 第80期 |
|----------------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| 会計期間 | 自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日 | 自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日 | 自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日 |
| 売上高 (百万円) | 12,052 | 13,126 | 54,463 |
| 経常利益 (百万円) | 784 | 999 | 4,166 |
| 四半期(当期)純利益 (百万円) | 776 | 578 | 1,633 |
| 四半期包括利益 又は包括利益 (百万円) | 444 | 563 | 1,402 |
| 純資産額 (百万円) | 61,406 | 61,043 | 62,357 |
| 総資産額 (百万円) | 78,020 | 79,833 | 81,486 |
| 1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円) | 15.39 | 11.47 | 32.40 |
| 潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円) | | | |
| 自己資本比率 (%) | 77.2 | 75.0 | 75.1 |
| 営業活動による キャッシュ・フロー (百万円) | 548 | 914 | 3,813 |
| 投資活動による キャッシュ・フロー (百万円) | 2,133 | 269 | 1,006 |
| 財務活動による キャッシュ・フロー (百万円) | 1,673 | 1,701 | 2,127 |
| 現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円) | 7,227 | 5,948 | 6,905 |

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

3 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式がないため、記載しておりません。

4 第80期第1四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当グループが判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

当グループの当第1四半期連結累計期間の売上高は131億2千6百万円で、前第1四半期連結累計期間に比べ10億7千3百万円(8.9%)の増収、営業利益は9億5千4百万円で、前第1四半期連結累計期間に比べ1億5千3百万円(19.1%)の増益、経常利益は9億9千9百万円で、前第1四半期連結累計期間に比べ2億1千4百万円(27.3%)の増益、四半期純利益は5億7千8百万円で、前第1四半期連結累計期間に比べ1億9千7百万円(25.5%)の減益となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

・オフィス機器事業

「国内オフィス事業」は、「文具」では、コンビニやスーパーマーケット、ホームセンターなど量販店を中心に「パイモ11」をはじめとしたホッチキスの店頭シェア向上を進めました。事務機械では、CRMを主軸とした顧客を特定した活動により、食品表示用ラベルプリンタの大手チェーン店での新規導入を進めたことで市場稼働台数が増加し、使用消耗品のラベルの販売が伸びました。また、昨年発売した電気設備用チューブマーカー「レタツインLM-390T」の販売増が貢献し、事業全体では前年水準を確保しました。

「海外オフィス事業」は、主力のアジア市場において、重点取扱商品であるホッチキス・ホッチキス針の販売が増加するとともに、「レタツイン」の販売が増加し、増収となりました。

「オートステープラ事業」は、国内外ほぼすべての複写機メーカーに、オートステープラおよび消耗品のステープルを供給しています。震災により、OEM先の半導体の調達に滞ることで複写機生産に影響を受けた結果、機械本体・消耗品のステープルともに減少し、減収となりました。

この結果、売上高は50億5千2百万円で、前第1四半期連結累計期間に比べ2億4千3百万円(4.6%)の減収、営業利益は10億2千6百万円で、前第1四半期連結累計期間に比べ3億7千6百万円(26.8%)の減益となりました。

・インダストリアル機器事業

「国内機工品事業」は、住宅エコポイントや環境配慮型住宅の普及を目的とした補助金や税制優遇が継続された結果、持家や分譲戸建における新設住宅着工戸数が低水準ながら回復し、充電電動工具や高圧釘打機・コンプレッサなどの機械本体の販売が増加しました。また、昨年後半からのマンション着

工回復により、鉄筋結束機やガスネイラなどのコンクリート構造物向け工具の販売が増加し、増収となりました。

「住環境機器事業」は、電気式浴室暖房乾燥機、換気システム、床暖房やディスポーザ・システムなど、より快適な住空間を実現する製品を工務店、住宅メーカー向けに出荷しています。主力の電気式浴室暖房乾燥機が、震災によりユニットバスメーカーの生産が影響を受けた結果、販売が減少し、事業全体で減収となりました。

「海外機工品事業」は、欧米のコンクリート工場向けに鉄筋結束機の販売が増加したこと、欧米や中国で、コスト競争力のあるタイ工場製釘打機の販売が増加したことにより、増収となりました。

この結果、売上高は71億2千7百万円で前第1四半期連結累計期間に比べ3億7千万円(5.5%)の増収、営業損失は1億9千5百万円で前第1四半期連結累計期間に比べ4億5百万円(67.5%)の改善となりました。

(2) 財政状態の分析

資産の部は、前連結会計年度末に比べ、16億5千2百万円減少し、798億3千3百万円となりました。流動資産については、有価証券が4億9千7百万円(主に1年以内償還予定の債券を流動資産に組み替え)、商品及び製品などたな卸資産が10億1千8百万円増加しましたが、現金及び預金が9億4千1百万円、受取手形及び売掛金が12億4千9百万円減少したことなどにより、7億3千2百万円減少しました。固定資産については、有形固定資産が開発棟建設等で7億6千6百万円増加しましたが、投資有価証券が17億1千3百万円減少(流動資産への組み替えなど)したことなどにより、9億1千9百万円減少しました。

負債の部は、前連結会計年度末に比べ、3億3千8百万円減少し、187億9千万円となりました。流動負債については、支払手形及び買掛金が1億4千5百万円、その他が8億2千5百万円増加しましたが、未払法人税等が5億1千9百万円、賞与引当金・役員賞与引当金が6億6千2百万円、製品品質保証対応引当金が2億5千2百万円減少したことなどにより、4億7千7百万円減少しました。固定負債は、退職給付引当金・役員退職慰労引当金が1億5千9百万円増加したことなどにより、1億3千9百万円増加しました。

純資産の部は、前連結会計年度末に比べ13億1千4百万円減少し、610億4千3百万円となりました。株主資本は、四半期純利益が5億7千8百万円ありましたが、配当金の支払18億1千4百万円等があったため、12億7千6百万円減少しました。

(3) キャッシュ・フローの状況の分析

当第1四半期連結累計期間末における現金及び現金同等物(以下、「資金」という。)の残高は、前連結会計年度末に比べ9億5千6百万円減少し、59億4千8百万円(前年同四半期末残高は72億2千7百万円)となりました。

当第1四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によって得られた資金は、9億1千4百万円(前年同四半期は5億4千8百万円の獲得)となりました。主な増加は、税金等調整前四半期純利益9億9千7百万円、売上債権の増減額15億7千3百万円、一方で主な減少は賞与引当金の増減額6億2千7百万円、たな卸資産の増減額8億1千万円、法人税等の支払額9億7千8百万円です。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動に使用された資金は、2億6千9百万円(前年同四半期は21億3千3百万円の収入)となりました。主な内訳は、有価証券及び投資有価証券の売却及び償還による収入7億円、有価証券及び投資有価証券の取得による支出2億6百万円、有形固定資産の取得による支出7億5千2百万円です。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動に使用された資金は、17億1百万円(前年同四半期は16億7千3百万円の使用)となりました。主な内訳は配当金の支払額16億5百万円です。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配するものの在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりです。

当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）について

当社は、平成23年6月29日開催の第80回定時株主総会において、会社法施行規則第118条第3号に定める「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（以下「会社支配に関する基本方針」といいます。）及び特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となるような当社株券等の買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除きます。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）に関する対応方針（以下「本プラン」といいます。）を以下のとおり決定しております。

・当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は上場企業である以上、当社株式の売買は、株主・投資家の皆様の自由な判断においてなされるのが原則であり、当社に対して大規模買付行為が行われた場合においても、これに応じるか否かの判断は、最終的には、当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものと考えております。大規模買付行為であっても、当社の企業価値及び株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。しかしながら、近時、わが国の資本市場においては、法制度の変革や企業構造・企業文化の変化等を背景として、対象となる会社の経営陣と十分な協議や合意のプロセスを経ることなく、大規模買付行為を強行するといった動きがみられます。

当社が今後も持続的に企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させていくためには、当社の経営理念、事業特性及びステークホルダーとの間に築かれた関係等への深い理解に基づいた経営がなされることが不可欠と考えております。大規模買付者により当社の経営理念、事業特性及びステークホルダーとの間に築かれた関係等への理解が不十分なまま当社の経営がなされるに至った場合、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。従いまして、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する恐れのある不適切な大規模買付行為又はこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の決定の方針を支配する者として不適切であると考えます。

・当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する取組み

当社は、会社支配に関する基本方針の実現に資する取組みとして、下記 . に記載するもののほか、企業価値及び株主共同の利益の向上に向けて、次のとおり取組みを行っております。

当社は、1942年に創業以来、時代のニーズをいち早く捉えながら、技術の研鑽に努め、国産初の小型ホッチキス・手動式ネイラを1942年から1950年代の創業時に世に送り出し、これらの商品がお客様の信頼を得て、今日の事業基盤を確立しました。

当社は、「人」が尊重され、「人」が成長することによって、会社も成長すると考えており、「顧客を知る、現場を知る経営」、「ガラス張りの経営」、「全員参画の経営」、「成果配分の経営」の4つを柱として、「顧客の支持を高め、いきいきと楽しく力を合わせ、皆揃って成長して行く集団を目指す」と

いう経営基本姿勢の下、お客様と共に成長するマックスを創るため、社員一人一人が事業の成長を担う主体となる意識改革を進め、事業成長と収益構造の強化を目指し、全社を挙げて取り組んでおります。

当社の事業は、ホッチキス、タイムレコーダ、ピーポップ等のオフィス機器や釘打機、エアコンプレッサ、コンクリートツール等の産業用機器にとどまらず、浴室暖房換気乾燥機、ディスプレイ等の住宅用機器など、幅広く構成されております。当社の経営は、これらの分野におけるマーケティングノウハウや豊富な事業経験に基づいて、次代を見据えた新製品開発、技術力強化等に取り組んでおります。また、株主・投資家の皆様、お客様、お取引先様など、当社をご支援いただく関係先様のご理解・ご信頼を基に、企業価値及び株主共同の利益の向上に邁進しております。当社は、これからも「使う人が満足するモノづくり」にこだわり続けることにより、当社の企業価値及び株主共同の利益の向上に努めてまいります。

また、当社は「中期経営計画」を策定し、『顧客との結びつきをさらに深め、顧客を知り、顧客の支持を高める』との経営方針の下、さらなる顧客満足度の向上による事業成長を目指すとともに、得られた成果の株主の皆様への還元を高めることとするなど、事業成長と収益構造の強化に裏づけされた企業価値及び株主共同の利益の向上に取り組んでまいります。

・ 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、大規模買付行為が行われる場合には、上記 . に記載した会社支配に関する基本方針に照らし、以下のとおり一定の合理的なルール（大規模買付ルール）に従っていただくこととし、これを遵守しなかった場合及びした場合につき一定の対応方針を定めることをもって、会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みといたします。

1 . 大規模買付ルール設定の目的

近時、わが国の資本市場においては、法制度の変革や企業構造・企業文化の変化等を背景として、対象となる会社の経営陣と十分な協議や合意のプロセスを経ることなく、大規模買付行為を強行するといった動きがみられます。こうした事情に鑑み、当社取締役会は、大規模買付行為に際して、当社株主の皆様がこれに応じるか否かの判断を適切に行うために、当社株主の皆様判断に必要かつ十分な情報が提供できるよう、大規模買付行為に関する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設けることとしました。

2 . 大規模買付ルールの内容

大規模買付ルールとは、大規模買付者から事前に、当社株主の皆様判断及び当社取締役会の評価・検討のために必要かつ十分な情報（以下「大規模買付情報」といいます。）が提供され、それに基づき 当社取締役会が当該大規模買付行為について評価・検討を行うための期間を設け、かかる期間が経過した後に大規模買付行為が開始される、というものです。具体的には、以下のとおりです。

（1）大規模買付情報の提供

大規模買付者には、まず、当社取締役会宛に大規模買付者の、名称及び住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先、提案する大規模買付行為の概要、現に保有する当社株式の数及び今後取得予定の当社株式の数、及び 大規模買付ルールに従う旨の誓約を記載した「意向表明書」をご提出いただきます。

当社取締役会は、この意向表明書の受領後5営業日以内に、当初提供していただくべき大規模買付

情報のリストを大規模買付者に交付します。大規模買付情報の具体的内容は、大規模買付者の属性、大規模買付行為の目的及び内容によって異なりますが、一般的な項目の一部は以下のとおりです。

大規模買付者及びそのグループ（共同保有者、特別関係者、及びファンドの場合は各組合員その他の構成員）の詳細（具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容等を含むものとします。）

大規模買付行為の目的、方法及び内容（買付対価の価額・種類、買付期間、関連する取引の仕組み、買付方法の適法性、買付実行の実現可能性等を含むものとします。）

大規模買付行為に係る特定株主グループ（大規模買付者を含むものとします。）の保有株式の数、買付価格の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報及び買付けに係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、そのうち少数株主に対して分配されるシナジーの内容を含むものとします。）

買付資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含むものとします。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含むものとします。）

大規模買付行為後に意図する当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策等

大規模買付行為後における、大規模買付者のグループ内における当社グループの役割

大規模買付行為後の当社グループの取引先、顧客、地域関係者、従業員及びその他の利害関係者への対応方針

なお、当初提供していただいた情報だけでは大規模買付情報として不十分と考えられる場合には、十分な大規模買付情報が揃うまで追加的に情報を提供していただくことがあります。

また、大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された大規模買付情報は、当社株主の皆様判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部又は一部を公表いたします。

（２） 当社取締役会による評価・検討

当社取締役会は、大規模買付行為の評価・検討の難易度に応じて、大規模買付者が当社取締役会に対して大規模買付情報の提供を完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）、又は90日間（その他の大規模買付行為の場合）を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として確保されるべきものと考えます。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、特別委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問するとともに、適宜必要に応じて弁護士、フィナンシャル・アドバイザー等の外部専門家の助言を得ながら、提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を取りまとめ、特別委員会の勧告と合わせて大規模買付者に通知するとともに、公表いたします。また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります（特別委員会につきましては、下記４．をご参照ください。）。

当社取締役会が、取締役会評価期間内に意見の公表、条件の改善、代替案の提示又は下記「３．大規模買付行為がなされた場合の対応方針」に定める対抗措置を講じるか否かの判断を行うに至らない場合には、必要な範囲で取締役会評価期間を延長することができるものとします。この場合、当社取締役会は、取締役会評価期間の延長を必要とする理由、延長期間、その他適切と思われる事項について、大規模買付者に通知するとともに速やかに情報開示を行います。

大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。

３． 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

（１） 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値及び株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権無償割当て等、会社法その他の法令及び当社定款が当社取締役会の権限として認める措置（以下「対抗措置」といいます。）をとり、大規模買付行為に対抗することがあります。具体的な対抗措置については、その時点で相当と認められるものを選択することとなります。

当社取締役会が具体的な対抗措置として新株予約権無償割当てを行う場合の概要は、資料1記載のとおりとします。なお、新株予約権無償割当てを行う場合には、対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件及び取得条項を設けることがあります。

（２）大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説得等を行うにとどめ、原則として、大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該買付提案の内容及びそれに対する当社取締役会の意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくこととなります。

但し、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は、当社の企業価値及び株主共同の利益を守ることを目的として、対抗措置を発動することがあります。具体的には、以下～の類型に該当すると認められる場合には、原則として、大規模買付行為が当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合に該当するものと考えます。

真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価を吊り上げて、高値で株式を当社又は当社関係者に引き取らせる目的で当社株式の買付けを行っているとは判断される場合。（いわゆるグリーンメーラー）

当社の経営を一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させるなどの目的で当社株式の買付けを行っているとは判断される場合。

当社の経営を支配した後に、当社又は当社グループ会社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で当社株式の買付けを行っているとは判断される場合。

当社の経営を一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、あるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って、当社株式の高値売り抜けをする目的で当社株式の買付けを行っているとは判断される場合。

大規模買付者の提案する当社株式の買付条件（買付対価の価額・種類、内容、時期、方法、違法性の有無、実現可能性等）が、当社の企業価値に照らして著しく不十分又は不適切なものであると合理的な根拠をもって判断される場合。

大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、強圧的二段階買収（最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等を行うことをいう。）など、株主の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主に当社株式の売却を強要するおそれがあると判断される場合（但し、部分的公開買付けであることをもって当然にこれに該当するものではない。）。

大規模買付者による支配権取得により、当社株主はもとより、顧客、従業員その他の利害関係者との関係を含む当社の企業価値の毀損が予想されるか、若しくは当社の企業価値の維持及び向上を

著しく妨げるおそれがあると合理的な根拠をもって判断される場合。

中長期的な観点において、大規模買付者が支配権を取得した場合の当社の将来の企業価値が、当該大規模買付者が支配権を取得しない場合の当社の将来の企業価値と比較して著しく劣後すると合理的な根拠をもって判断される場合。

公序良俗の観点から、大規模買付者が当社の支配株主として不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合。

(3) 対抗措置発動の停止等について

大規模買付行為に対して、当社取締役会が具体的な対抗措置を講じることを決定した後、大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行った場合のほか、対抗措置の発動が適切でない当社取締役会が判断し、かつ対抗措置の発動により生ずる株主の皆様の権利の確定前である場合には、当社取締役会は、特別委員会の意見又は勧告を十分尊重したうえで、対抗措置の発動の停止又は変更等を行うことがあります。

逆に、大規模買付行為に対して、当社取締役会が対抗措置の発動をしないことを決定した後であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく損なうと判断される状況となった場合には、当社取締役会は、当社の企業価値及び株主共同の利益を守ることを目的として、特別委員会の勧告を最大限尊重し、当該大規模買付行為に対する対抗措置を発動することがあります。

4. 対抗措置の公正さを担保するための手続

(1) 特別委員会の設置

大規模買付ルールが遵守されたか否か、並びに大規模買付ルールが遵守された場合であっても、当社の企業価値及び株主共同の利益を守ることを目的とした対抗措置をとるか否かについては、当社取締役会が最終的判断を行います。当社取締役会は、大規模買付ルールを適正に運用し、当社取締役会の判断の合理性、公正性を確保するために、当社取締役会から独立した組織として、特別委員会を設置いたします。その概要につきましては、資料2をご参照ください。

(2) 対抗措置発動時の手続

当社取締役会が対抗措置を発動する際には、弁護士、フィナンシャル・アドバイザー等の外部専門家の助言を得ながら、大規模買付者から提供を受けた大規模買付情報に基づいて、当該大規模買付行為の具体的内容や、当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益に与える影響等を検討するものとします。

また、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、その判断の公正さを担保するために特別委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、特別委員会はこの諮問に基づき、当社取締役会に対し対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

5. 株主及び投資家の皆様に与える影響等

(1) 大規模買付ルールが株主・投資家の皆様に与える影響等

大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見の提供、さらには、必要に応じて当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保証することを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報の下で、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をしていただくことが可能となります。

従いまして、大規模買付ルールの設定は、当社株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、当社株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

す。

なお、上記3.に記載したとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、当社株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向及びそれに対する当社の対応にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時に株主及び投資家の皆様に与える影響

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合及び大規模買付ルールを遵守した場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は、当社の企業価値及び株主共同の利益を守ることを目的として、対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置の仕組上、大規模買付者以外の株主の皆様が法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態は想定しておりません。当社取締役会が具体的な対抗措置をとることを決定した場合には、法令及び金融商品取引所規則等に従って、適時適切な公表を行います。

従いまして、大規模買付ルールを遵守しない大規模買付者及び当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく損なう大規模買付行為を行おうとする大規模買付者については、対抗措置が講じられた場合において、結果的にその法的権利又は経済的側面において不利益が発生する可能性があります。本プランの公表は、大規模買付者が大規模買付ルールに違反することがないように予め注意を喚起するものです。

また、特別委員会の意見又は勧告を受けて、当社取締役会が対抗措置の発動の停止を対抗措置の発動により生ずる株主の皆様の権利の確定前に行う場合には、1株あたりの株式の価値の希釈化は生じませんので、対抗措置の発動に係る権利落ち日以降に当社株式の価値の希釈化が生じることを前提に売買を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

(3) 対抗措置発動に伴って株主の皆様に必要となる手続

対抗措置として行う新株予約権無償割当ては、別途当社取締役会が決定し公告する割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社株主の皆様に対して行います。また、新株予約権を行使して株式を取得するためには、所定の期間内に一定の金額の払込みを完了していただく必要があります。但し、取得条項付新株予約権の無償割当てがなされる場合には、当社が取得の手続をとることにより、株主の皆様は行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することとなります。なお、この場合、当社が新株予約権の取得の対価として株式を交付するため、振替株式を記録するための振替口座の情報の提供をお願いすることがあります。これらの手続の詳細につきましては、実際に新株予約権無償割当てを行うこととなった際に、法令及び金融商品取引所規則等に基づき別途お知らせいたします。

6. 本プランの有効期間及び継続・変更等の手続

本プランの有効期間は、平成23年6月29日開催の第80回定時株主総会の終結の時から、2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとし、以後、2年毎の定時株主総会前に開催される当社取締役会において、本プランを継続するか否かを検討し、継続することを決定した場合、その年の定時株主総会において議案としてお諮りすることにより、継続の可否につき、株主の皆様のご意向を確認させていただきます。

また、当社取締役会は、会社法及び金融商品取引法等の関係法令の整備・改正等を踏まえ、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の観点から、必要に応じて本プランを見直してまいりたいと考えております。本プランの変更が必要と判断した場合は、その都度、直近で開催される定時株主総会においてその変更内容につき議案としてお諮りすることにより、株主の皆様のご意向を確認させていただきます。

なお、本プランの有効期限前であっても、株主提案権を持つ当社株主の皆様は、会社法の定めに従い、本プランの廃止を株主総会の目的とすることを請求することができます。

7. 本プランの廃止

本プランの導入後、有効期限前であっても、次のいずれかに該当する場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

当社の株主総会において、本プランの導入又は継続の議案が承認されなかった場合、あるいは本プランを廃止する旨の議案が承認された場合。

当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合。

・本プランが会社支配に関する基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではないこと、会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由

1. 本プランが会社支配に関する基本方針に沿うものであること

本プランは、大規模買付ルールの内容、大規模買付行為がなされた場合の対応方針、特別委員会の設置、株主及び投資家の皆様に与える影響等を規定するものです。

本プランは、大規模買付者が大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供すること、及び当社取締役会のための一定の評価期間が経過した後にのみ当該大規模買付行為を開始することを求め、これを遵守しない大規模買付者に対して当社取締役会が対抗措置を講じることがあることを明記しております。

また、大規模買付ルールを遵守した場合であっても、大規模買付者の大規模買付行為が当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく損なうものと当社取締役会が判断した場合には、かかる大規模買付者に対して当社取締役会は当社の企業価値及び株主共同の利益を守るために適切と考える対抗措置を講じることがあることを明記しております。

このように本プランは、会社支配に関する基本方針の考え方に沿って設計されたものであるといえます。

2. 本プランが当社株主の共同の利益を損なうものではないこと

上記 . に記載したとおり、会社支配に関する基本方針は、当社の株主共同の利益を尊重することを前提としています。本プランはかかる会社支配に関する基本方針の考え方に沿って設計され、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や当社取締役会の意見の提供、代替案の提示を受ける機会を保障することを目的としております。本プランによって、当社株主及び投資家の皆様は適切な投資判断を行うことができますので、本プランは当社の株主共同の利益を損なうものではなく、むしろその利益に資するものであると考えます。

さらに、本プランの継続につきましては、定時株主総会において株主の皆様のご承認を得ることとしておりますので、本プランは当社の株主共同の利益を損なわないものと考えております。

3. 本プランが当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

本プランは、大規模買付行為に応じるか否かは、最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきことを大原則としつつ、当社の企業価値及び株主共同の利益を守るために必要な範囲で大規模買付ルールの設定や対抗措置の発動を行うものです。本プランは当社取締役会が対抗措置を発動する場合を事前にかつ詳細に開示しており、当社取締役会による対抗措置の発動は、かかる本プランの規定に従って行われます。

また、大規模買付行為に関して、当社取締役会が評価・検討、取締役会の意見の提供、代替案の提示及び大規模買付者との交渉を行い、又は対抗措置を発動する際には、外部専門家等の助言を得るとともに、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される特別委員会へ諮問し、同委員会の

勧告を最大限尊重するものとしています。このように本プランには、当社取締役会による適正な運用を担保するための手続も盛り込まれておりますことから、本プランが当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(注1) 特定株主グループとは、() 当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。)の保有者(同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。)及びその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。)又は() 当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付け等(同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。)を行う者及びその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。)を意味します。

(注2) 議決権割合とは、特定株主グループの具体的な買付方法に応じて、() 特定株主グループが(注1)の()記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合(同法第27条の23第4項に規定する株券等保有株割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます。)も加算するものとします。)又は() 特定株主グループが(注1)の()記載の場合は、当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等保有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。)の合計をいいます。各株券等保有割合の算出に当たっては、総議決権の数(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。)及び発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。)は有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

(注3) 株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。以下同じとします。

(資料1) 新株予約権無償割当てを行う場合の概要

1. 新株予約権無償割当てに関する事項の決定

新株予約権の内容及び数

新株予約権の内容は下記2.の記載に基づくものとし、新株予約権の数は当社取締役会で定める割当期日(以下「割当期日」という。)における当社の最終の発行済株式総数(但し、当社の有する当社株式の数を控除する。以下同じ。)と同数とする。

新株予約権の割当ての対象となる株主及びその割当方法

割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その保有する当社普通株式1株につき新株予約権1個の割合で、新株予約権を割り当てる。

新株予約権無償割当ての効力発生日

当社取締役会が別途定める日とする。

2. 新株予約権の内容

新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下「対象株式数」という。)は原則として1株とする。但し、当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合には、所要の調整を行うものとする。

新株予約権の行使に際して出資される財産及びその価額

新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その当社株式1株当たりの価額は1円以上で

当社取締役会が定める額とする。

新株予約権の行使期間

新株予約権無償割当ての効力発生日又は当社取締役会が別途定める日を初日とし、1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で当社取締役会が別途定める期間とする。但し、新株予約権の取得がなされる場合は取得日の前営業日までとする。

新株予約権の行使条件

大規模買付者を含む特定株主グループに属する者等に行使を認めないこと等を新株予約権の行使条件として定める場合がある。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要する。

当社による新株予約権の取得

大規模買付者を含む特定株主グループに属する者等以外の者が保有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができること等を新株予約権の取得条項として定めることがある。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

その他

その他必要な事項については、当社取締役会において別途定めるものとする。

(資料2) 特別委員会規則 概要

1. 特別委員会の設置及び委員の選任、解任

特別委員会は、当社取締役会の決議により設置する。

特別委員の人数は3名以上とする。

特別委員は、当社社外監査役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者又は取締役等役員として経験のある社外者の中から選任する。

特別委員の選任及び解任は当社取締役会の決議により行う。

2. 特別委員の任期

特別委員の最初の任期は、選任の日以後、最初に開催される当社定時株主総会終結の時までとする。当該定時株主総会にて、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針(本プラン)に係る議案が承認された場合、特別委員の任期は、当該定時株主総会の日から2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時まで延長されるものとし、その後も同様とする。但し、当社取締役会の決議により特段の定めをした場合は、この限りではない。

3. 特別委員会の権限

特別委員会は、本プランの発動の是非について、大規模買付者から提供された大規模買付情報、当社取締役会の意見及び代替案、並びに独立した第三者の助言等を基に検討のうえ決議し、当社取締役会に対して勧告するものとする。

特別委員会は、大規模買付者から提供された大規模買付情報で、検討に必要な情報が不足していると判断したときは、大規模買付者に対して情報の補完を請求するよう当社取締役会に求めることができる。

特別委員会は、当社取締役会による意見及び代替案で、検討に必要な情報が不足していると判断したときは、当社取締役会に対して情報の補完を求めることができる。

特別委員会は、上記 ~ のほか、大規模買付行為に関して当社取締役会から諮問を受けた事項について、当社取締役会に対して意見を述べ又は勧告することができる。

4. 第三者の助言

特別委員会は、必要に応じて、当社の費用で、独立した第三者(フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタント等の専門家を含む。)の助言を得ることができる。

5 . 特別委員会の決議

特別委員会の決議は、特別委員会を構成する委員の全員が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。但し、疾病その他やむを得ない事由により出席できない委員が存在する場合には、他の委員の承認のうえ、当該委員を除く委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。

(参考) 特別委員会の委員の略歴

(五十音順)

| 氏名 (生年月日) | 略歴 |
|-----------------------|---|
| 清水俊行 (昭和22年2月15日生) | 昭和45年11月 監査法人朝日会計社(現有限責任あずさ監査法人)入社 昭和49年3月 公認会計士登録 昭和62年8月 監査法人朝日新和会計社(現有限責任あずさ監査法人)社員 平成10年8月 朝日監査法人(現有限責任あずさ監査法人)代表社員 平成13年1月 防衛調達審議会委員 平成15年6月 朝日監査法人(現有限責任あずさ監査法人)退社 平成15年7月 清水公認会計士事務所開設、現在に至る 平成19年5月 当社特別委員会委員に就任、現在に至る 平成23年6月 ニチバン株式会社社外監査役、現在に至る |
| 畠山正誠 (昭和23年2月18日生) | 昭和46年7月 日本鋼管株式会社(現JFEホールディングス株式会社)入社 昭和48年2月 同社退社 昭和56年4月 弁護士登録(東京弁護士会) 篠崎芳明法律事務所(現篠崎・進士法律事務所)弁護士 平成元年4月 千代田区建築審査会委員 平成3年1月 松枝飯島畠山藤原法律事務所(現東京虎ノ門法律事務所) パートナー弁護士 平成17年8月 東京公園法律事務所開設、現在に至る 平成20年6月 当社監査役、現在に至る 同特別委員会委員に就任、現在に至る 平成22年6月 日本ケミファ株式会社社外取締役、現在に至る |
| 望月真宏 (昭和22年5月19日生) | 昭和45年4月 新日本製鐵株式会社入社 昭和62年6月 同社広畑製鐵所工程業務部製品工程室長 昭和63年6月 東日本旅客鉄道株式会社出向 平成4年9月 日本貨物鉄道株式会社出向 平成6年10月 東京テレメッセージ株式会社出向 平成10年11月 日本検査株式会社出向 平成14年6月 新日本製鐵株式会社退職 日本検査株式会社取締役総務部長 平成18年6月 同社常務取締役総務部長 平成22年6月 同社常務取締役退任 平成23年6月 当社監査役、現在に至る 同特別委員会委員に就任、現在に至る |

(注) 畠山正誠及び望月真宏の両氏は、当社の社外監査役であります。

(5) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間の研究開発費の総額は5億8千7百万円であります。

なお、当第1四半期連結累計期間において当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(6) 従業員数

連結会社の状況

当第1四半期連結累計期間において、重要性が増した美克司電子機械(深?)有限公司、美克司電子機械(蘇州)有限公司、邁庫司(上海)商貿有限公司の計3社を連結の範囲に含めたことにより、オフィス機器において336名、インダストリアル機器において181名増加しております。

(7) 経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の現状と見通し

今後の当社を取巻く環境は、国内新設住宅着工戸数の増加や震災後のサプライチェーン復旧による経済活動の回復など、明るさを取り戻しつつあります。一方、国内においては、原発問題に起因し、今後の電力供給に課題を残しており、企業の生産活動に水を差す可能性があります。また、欧米では財政問題の深刻化により実体経済への影響が懸念されるなど、国内外とも景気先行きの不確実性が高まっています。

(8) 経営の問題認識と今後の方針について

当グループは、グローバルな市場競争に打ち勝ち、収益性を維持・向上していくとともに、継続的な事業成長を進めるためには、お客様の視点からの企業価値向上が不可欠であると認識しています。

MACS (MAX Customer's Satisfaction) 委員会を設置・運営を通じ、企業価値向上のための業務改革・体質変革を推進していきます。

具体的な施策としては、販売部門では、事業を5営業部に区分しそれぞれに新規事業領域を設定し、CRMを通して革新比率(売上高全体に占める、過去3年間に発売した新製品の比率)30%を達成することにより事業を拡大します。また、お客様のご要望をひろいあげ、いち早く製品や新サービスに反映させる体制を強化し、お客様に支持される製品づくりに取り組んでいます。生産部門では、お客様の需要に合わせたフレキシブルな生産体制を構築しながら、生産拠点の海外展開等により製造コストの低減に努めています。さらに、事業を小単位に区分し、事業毎の限界利益方式による営業利益管理を行い、収益構造改革を進めております。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

| 種類 | 発行可能株式総数(株) |
|------|-------------|
| 普通株式 | 145,983,000 |
| 計 | 145,983,000 |

【発行済株式】

| 種類 | 第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成23年6月30日) | 提出日現在 発行数(株) (平成23年8月11日) | 上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名 | 内容 |
|------|--|---------------------------------|------------------------------------|------------------------|
| 普通株式 | 50,500,626 | 50,500,626 | 東京証券取引所 (市場第一部) | 単元株式数は1,000株でありま す。 |
| 計 | 50,500,626 | 50,500,626 | | |

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

| 年月日 | 発行済株式 総数増減数 (株) | 発行済株式 総数残高 (株) | 資本金増減額 (百万円) | 資本金残高 (百万円) | 資本準備金 増減額 (百万円) | 資本準備金 残高 (百万円) |
|------------|-----------------------|----------------------|-----------------|----------------|-----------------------|----------------------|
| 平成23年6月30日 | | 50,500,626 | | 12,367 | | 10,517 |

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成23年3月31日の株主名簿により記載しております。

【発行済株式】

平成23年3月31日現在

| 区分 | 株式数(株) | 議決権の数(個) | 内容 |
|----------------|-------------------------|----------|---------------------------|
| 無議決権株式 | | | |
| 議決権制限株式(自己株式等) | | | |
| 議決権制限株式(その他) | | | |
| 完全議決権株式(自己株式等) | (自己保有株式) 普通株式 86,000 | | 権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 |
| 完全議決権株式(その他) | 普通株式 50,002,000 | 50,002 | 同上 |
| 単元未満株式 | 普通株式 412,626 | | 同上 |
| 発行済株式総数 | 50,500,626 | | |
| 総株主の議決権 | | 50,002 | |

(注)「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式610株が含まれております。

【自己株式等】

平成23年3月31日現在

| 所有者の氏名 又は名称 | 所有者の住所 | 自己名義 所有株式数 (株) | 他人名義 所有株式数 (株) | 所有株式数 の合計 (株) | 発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%) |
|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|---------------------|------------------------------------|
| (自己保有株式) マックス株式会社 | 東京都中央区日本橋箱崎 町6番6号 | 86,000 | | 86,000 | 0.17 |
| 計 | | 86,000 | | 86,000 | 0.17 |

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、四半期連結財務諸表規則第5条の2第2項により、四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(平成23年4月1日から平成23年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成23年4月1日から平成23年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

| | 前連結会計年度 (平成23年3月31日) | 当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日) |
|-------------|-------------------------|------------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | 7,032 | 6,090 |
| 受取手形及び売掛金 | 12,584 | 11,334 |
| 有価証券 | 5,545 | 6,043 |
| 商品及び製品 | 4,015 | 4,735 |
| 仕掛品 | 864 | 865 |
| 原材料 | 2,152 | 2,450 |
| その他 | 2,296 | 2,237 |
| 貸倒引当金 | 3 | 3 |
| 流動資産合計 | 34,487 | 33,754 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | 17,733 | 18,499 |
| 無形固定資産 | 216 | 224 |
| 投資その他の資産 | | |
| 投資有価証券 | 23,506 | 21,792 |
| その他 | 5,559 | 5,577 |
| 貸倒引当金 | 15 | 15 |
| 投資その他の資産合計 | 29,049 | 27,354 |
| 固定資産合計 | 46,999 | 46,079 |
| 資産合計 | 81,486 | 79,833 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 支払手形及び買掛金 | 3,845 | 3,990 |
| 短期借入金 | 2,908 | 2,893 |
| 未払法人税等 | 972 | 452 |
| 賞与引当金 | 1,109 | 481 |
| 役員賞与引当金 | 46 | 11 |
| 製品品質保証対応引当金 | 912 | 660 |
| その他 | 2,572 | 3,398 |
| 流動負債合計 | 12,367 | 11,889 |
| 固定負債 | | |
| 長期借入金 | 185 | 177 |
| 退職給付引当金 | 4,981 | 5,157 |
| 役員退職慰労引当金 | 231 | 214 |
| 資産除去債務 | 26 | 26 |
| 負ののれん | 79 | 74 |
| その他 | 1,258 | 1,250 |
| 固定負債合計 | 6,762 | 6,901 |
| 負債合計 | 19,129 | 18,790 |

(単位：百万円)

| | 前連結会計年度 (平成23年3月31日) | 当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日) |
|---------------|-------------------------|------------------------------|
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 12,367 | 12,367 |
| 資本剰余金 | 10,517 | 10,517 |
| 利益剰余金 | 42,010 | 40,735 |
| 自己株式 | 87 | 88 |
| 株主資本合計 | 64,809 | 63,532 |
| その他の包括利益累計額 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 199 | 215 |
| 土地再評価差額金 | 2,775 | 2,775 |
| 為替換算調整勘定 | 662 | 679 |
| その他の包括利益累計額合計 | 3,638 | 3,671 |
| 少数株主持分 | 1,186 | 1,181 |
| 純資産合計 | 62,357 | 61,043 |
| 負債純資産合計 | 81,486 | 79,833 |

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

| | 前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日) | 当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日) |
|---------------------|---|---|
| 売上高 | 12,052 | 13,126 |
| 売上原価 | 7,460 | 7,852 |
| 売上総利益 | 4,592 | 5,274 |
| 販売費及び一般管理費 | | |
| 給料 | 1,258 | 1,385 |
| 賞与引当金繰入額 | 238 | 286 |
| 役員賞与引当金繰入額 | 8 | 11 |
| 退職給付費用 | 341 | 322 |
| 役員退職慰労引当金繰入額 | 9 | 11 |
| 荷造及び発送費 | 315 | 369 |
| 販売促進費 | 267 | 252 |
| 減価償却費 | 127 | 147 |
| その他 | 1,222 | 1,531 |
| 販売費及び一般管理費合計 | 3,790 | 4,319 |
| 営業利益 | 801 | 954 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 79 | 70 |
| 受取配当金 | 68 | 73 |
| 持分法による投資利益 | 23 | - |
| 負ののれん償却額 | 1 | 4 |
| その他 | 43 | 21 |
| 営業外収益合計 | 216 | 170 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 10 | 13 |
| 租税公課 | 5 | 5 |
| 為替差損 | 205 | 81 |
| その他 | 11 | 25 |
| 営業外費用合計 | 232 | 125 |
| 経常利益 | 784 | 999 |
| 特別利益 | | |
| 固定資産売却益 | - | 0 |
| 段階取得に係る差益 | 81 | - |
| 負ののれん発生益 | 277 | - |
| 特別利益合計 | 359 | 0 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産廃棄損 | 1 | 1 |
| 事業再編損 | 67 | - |
| 資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額 | 23 | - |
| 特別損失合計 | 91 | 1 |
| 税金等調整前四半期純利益 | 1,052 | 997 |

(単位：百万円)

| | 前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日) | 当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日) |
|-----------------|---|---|
| 法人税等 | 275 | 404 |
| 少数株主損益調整前四半期純利益 | 777 | 593 |
| 少数株主利益 | 1 | 15 |
| 四半期純利益 | 776 | 578 |

【四半期連結包括利益計算書】
 【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

| | 前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日) | 当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日) |
|-----------------|---|---|
| 少数株主損益調整前四半期純利益 | 777 | 593 |
| その他の包括利益 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 315 | 15 |
| 為替換算調整勘定 | 17 | 13 |
| その他の包括利益合計 | 333 | 29 |
| 四半期包括利益 | 444 | 563 |
| (内訳) | | |
| 親会社株主に係る四半期包括利益 | 437 | 545 |
| 少数株主に係る四半期包括利益 | 6 | 18 |

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

| | 前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日) | 当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日) |
|--------------------------|---|---|
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 税金等調整前四半期純利益 | 1,052 | 997 |
| 減価償却費 | 462 | 446 |
| 負ののれん償却額 | 1 | 4 |
| 持分法による投資損益（は益） | 23 | - |
| 段階取得に係る差損益（は益） | 81 | - |
| 負ののれん発生益 | 277 | - |
| 賞与引当金の増減額（は減少） | 430 | 627 |
| 役員賞与引当金の増減額（は減少） | 19 | 34 |
| 製品品質保証対応引当金の増減額（は減少） | - | 252 |
| 退職給付及び役員退職慰労引当金の増減額（は減少） | 203 | 159 |
| 受取利息及び受取配当金 | 148 | 144 |
| 支払利息 | 10 | 13 |
| 為替差損益（は益） | 24 | 0 |
| 固定資産廃棄損 | 1 | 1 |
| 事業再編損失 | 67 | - |
| 固定資産売却損益（は益） | - | 0 |
| 資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額 | 23 | - |
| 売上債権の増減額（は増加） | 1,047 | 1,573 |
| たな卸資産の増減額（は増加） | 377 | 810 |
| 仕入債務の増減額（は減少） | 73 | 180 |
| 未払消費税等の増減額（は減少） | 107 | 17 |
| その他の資産の増減額（は増加） | 106 | 280 |
| その他の負債の増減額（は減少） | 82 | 354 |
| 小計 | 1,475 | 1,756 |
| 利息及び配当金の受取額 | 160 | 149 |
| 利息の支払額 | 10 | 13 |
| 法人税等の支払額 | 1,077 | 978 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | 548 | 914 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 有価証券及び投資有価証券の取得による支出 | 0 | 206 |
| 有価証券及び投資有価証券の売却及び償還による収入 | 1,300 | 700 |
| 連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入 | 135 | - |
| 有形固定資産の取得による支出 | 361 | 752 |
| 有形固定資産の売却による収入 | 13 | 0 |
| 無形固定資産の取得による支出 | 9 | 22 |
| 無形固定資産の売却による収入 | 2 | - |
| 貸付けによる支出 | 4 | 36 |
| 貸付金の回収による収入 | 58 | 63 |
| 定期預金の預入による支出 | - | 14 |
| 定期預金の払戻による収入 | 1,000 | - |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | 2,133 | 269 |

(単位：百万円)

| | 前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日) | 当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日) |
|-------------------------------|---|---|
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 借入金の返済による支出 | - | 9 |
| 長期借入金の返済による支出 | - | 12 |
| 自己株式の取得による支出 | 0 | 1 |
| 自己株式の売却による収入 | - | 0 |
| 配当金の支払額 | 1,613 | 1,605 |
| 少数株主への配当金の支払額 | - | 19 |
| リース債務の返済による支出 | 59 | 52 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | 1,673 | 1,701 |
| 現金及び現金同等物に係る換算差額 | 64 | 6 |
| 現金及び現金同等物の増減額（は減少） | 944 | 1,063 |
| 現金及び現金同等物の期首残高 | 6,282 | 6,905 |
| 連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額（は減少） | - | 106 |
| 現金及び現金同等物の四半期末残高 | 7,227 | 5,948 |

【継続企業の前提に関する事項】

該当事項はありません。

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

| |
|---|
| 当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日) |
| 連結の範囲の重要な変更 当第1四半期連結会計期間より、重要性が増した美克司電子機械(深?)有限公司、美克司電子機械(蘇州)有限公司、邁庫司(上海)商貿有限公司の計3社を連結の範囲に含めております。 |

【会計方針の変更等】

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

| |
|---|
| 当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日) |
| 税金費用の計算 法人税等の納付税額の算定に関して、当第1四半期連結会計期間に係る法人税等については、当第1四半期連結会計期間を含む年度の税金等調整前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積もり税金等調整前四半期純利益(累計期間)に当該見積実効税率を乗じて計算する方法によっております。なお、法人税等調整額は、法人税等に含めて表示しております。 |

【追加情報】

| |
|--|
| 当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日) |
| 当第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。 |

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

| 前連結会計年度 (平成23年3月31日) | | 当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日) | |
|-------------------------|--------|------------------------------|--------|
| 手形割引高 | | 手形割引高 | |
| 受取手形割引高 | 558百万円 | 受取手形割引高 | 393百万円 |
| 輸出手形割引高 | 46 | 輸出手形割引高 | 50 |

(四半期連結損益計算書関係)

該当事項はありません。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

| 前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日) | 当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日) |
|--|--|
| 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 | 現金及び現金同等物の当第1四半期連結累計期間末残高と当第1四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 |
| 現金及び預金勘定 | 現金及び預金勘定 |
| 7,227百万円 | 6,090百万円 |
| 現金及び現金同等物 | 有価証券 |
| 7,227百万円 | 6,043 |
| | 計 |
| | 12,133 |
| | 預入期間が3か月を超える定期預金 |
| | 152 |
| | 償還期間が3か月を超える債券等 |
| | 6,032 |
| | 現金及び現金同等物 |
| | 5,948百万円 |

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|-------|-----------------|-----------------|------------|------------|
| 平成22年6月29日 定時株主総会 | 普通株式 | 利益剰余金 | 1,815 | 36 | 平成22年3月31日 | 平成22年6月30日 |

当第1四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)

1. 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|-------|-----------------|-----------------|------------|------------|
| 平成23年6月29日 定時株主総会 | 普通株式 | 利益剰余金 | 1,814 | 36 | 平成23年3月31日 | 平成23年6月30日 |

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

| | 報告セグメント | | | その他 | 合計 |
|-----------------------|---------|------------|--------|-----|--------|
| | オフィス機器 | インダストリアル機器 | 計 | | |
| 売上高 | | | | | |
| 外部顧客への売上高 | 5,295 | 6,757 | 12,052 | | 12,052 |
| セグメント間の内部売上高 又は振替高 | | | | | |
| 計 | 5,295 | 6,757 | 12,052 | | 12,052 |
| セグメント利益又は損失() | 1,402 | 601 | 801 | | 801 |

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

該当事項はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

当第1四半期連結会計期間において、(株)カワムラサイクルの株式を取得し、同社とその子会社3社を連結子会社としました。これにより、当第1四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書において277百万円の「負ののれん発生益」(特別利益)をインダストリアル機器事業で計上しております。

当第1四半期連結累計期間(自平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

| | 報告セグメント | | | その他 (注) | 合計 |
|-----------------------|---------|------------|--------|------------|--------|
| | オフィス機器 | インダストリアル機器 | 計 | | |
| 売上高 | | | | | |
| 外部顧客への売上高 | 5,052 | 7,127 | 12,180 | 946 | 13,126 |
| セグメント間の内部売上高 又は振替高 | | | | | |
| 計 | 5,052 | 7,127 | 12,180 | 946 | 13,126 |
| セグメント利益又は損失() | 1,026 | 195 | 830 | 123 | 954 |

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、(株)カワムラサイクルの「介護・福祉機器」です。

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(単位:百万円)

| 利益 | 金額 |
|-----------------|-----|
| 報告セグメント計 | 830 |
| 「その他」の区分の利益 | 123 |
| 四半期連結損益計算書の営業利益 | 954 |

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントの変更等に関する事項

報告セグメント区分については、「オフィス機器」、「インダストリアル機器」の2区分としておりましたが、前第2四半期連結会計期間より、報告セグメント区分以外の「その他」に(株)カワムラサイクルの「介護・福祉機器」を記載しております。

(金融商品関係)

四半期連結財務諸表規則第17条の2の規定に基づき、注記を省略しております。

(有価証券関係)

四半期連結財務諸表規則第17条の2の規定に基づき、注記を省略しております。

(デリバティブ取引関係)

四半期連結財務諸表規則第17条の2の規定に基づき、注記を省略しております。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、次のとおりであります。

| 前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日) | | 当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日) | |
|---|--------|---|--------|
| 1株当たり四半期純利益金額 | 15.39円 | 1株当たり四半期純利益金額 | 11.47円 |

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
 2 1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎

| 項目 | 前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日) | 当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日) |
|----------------------|---|---|
| 四半期純利益金額(百万円) | 776 | 578 |
| 普通株式に係る四半期純利益金額(百万円) | 776 | 578 |
| 普通株式の期中平均株式数(千株) | 50,419 | 50,413 |

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

訴訟等について

当社は、平成20年10月24日、㈱立花エレクトックに対し、東京地方裁判所に当社が同社より調達した住宅用火災警報器の不具合について、この原因が製造上の不良によるものとする取引基本契約に基く8億3千7百万円の損害賠償金及びうち5億6千6百万円に対する遅延損害金の請求訴訟を提起いたしました。これに対し、平成21年6月16日、㈱立花エレクトックより当社に対し当社との間で締結した取引基本契約に基く未回収の売買代金、及び損害賠償金等2億2千1百万円及びこれらに係る遅延損害金の請求を求めて反訴が提起されました。

平成22年12月16日に当社が得意先の損害に支払った3百万円について請求の拡張を行っており、その結果損害賠償金は8億4千万円となっております。

現在係争中ではありますが、当社は当社訴状の損害賠償請求が正当であり、㈱立花エレクトック側の反訴請求は不当なものと考えております。現在は当社顧問弁護士と協議のうえ当社の主張を行っております。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年 8月11日

マックス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 福田 厚 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 内田 正 美 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているマックス株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成23年4月1日から平成23年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成23年4月1日から平成23年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、マックス株式会社及び連結子会社の平成23年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。